

報道資料

報道関係者 各位

令和4年11月10日（木）
山梨県産業労働部産業人材育成課
課長 柏原 隆仁
（電話）055(223)1567

山梨労働局職業安定部訓練室
室長 遠山 騰
室長補佐 金丸 まゆみ
（電話）055(225)2861

「第1回 山梨県地域職業能力開発促進協議会」を開催します ～新たに法律で規定された人材育成に関する協議会を 山梨県と山梨労働局で初めて共同開催します～

1 日 時：令和4年11月15日（火）10時00分～12時00分

2 場 所：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部
山梨職業能力開発促進センター 1階会議室
甲府市中小河原町403-1

3 議 題

- （1）最近の雇用失業情勢等について
- （2）山梨県地域職業能力開発促進協議会の設置について
- （3）ハロートレーニング（公的職業訓練）の実施状況について
- （4）山梨県における地域の人材ニーズ等について

4 構 成 員

別紙「令和4年度 山梨県地域職業能力開発促進協議会 構成員一覧」のとおり

5 山梨県地域職業能力開発促進協議会について

令和4年10月1日に施行した改正職業能力開発促進法において、新たに法定化された職業訓練に関する協議会です。多様な構成員に参画による地域の人材ニーズの把握や、職業訓練の効果検証、また、公的職業訓練に限らず、大学等が行うリカレント教育を含めた地域の人材育成に係る取組についての情報共有を図ります。

6 そ の 他

写真撮影などを行う場合は、会議冒頭の頭取りのみお願いします。

会場設営の都合上、取材等でお越しの際には、令和4年11月14日（月）までに山梨労働局職業安定部訓練室（055-225-2861）あて御連絡いただきますようお願いいたします。

令和4年度 山梨県地域職業能力開発促進協議会 構成員一覧

構 成	機関・団体等名簿
職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部 山梨職業能力開発促進センター
	一般社団法人 山梨県専修学校各種学校協会
	山梨県職業能力開発協会
	株式会社建築資料研究社山梨支店
	国立大学法人 山梨大学
労働者団体	日本労働組合総連合会 山梨県連合会
事業主団体	山梨県経営者協会
	山梨県中小企業団体中央会
	山梨県商工会議所連合会
	山梨県商工会連合会
職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はこれら団体	ヒューコムエンジニアリング株式会社
学識経験者	国立大学法人 山梨大学
その他関係機関が必要と認める者	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会
行政機関	山梨県
	山梨労働局

※順序は参考条文（職業能力開発促進法）第15条1項に基づく

（事務局）

山梨県産業労働部産業人材育成課

山梨労働局職業安定部訓練室

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部

山梨職業能力開発促進センター

参考条文（職業能力開発促進法）

（協議会）

第十五条 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この項において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村
 - 二 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
 - 三 労働者団体
 - 四 事業主団体
 - 五 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体
 - 六 学識経験者
 - 七 その他関係機関が必要と認める者
- 2 協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行うものとする。
- 3 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

- ①都道府県労働局 ②都道府県 ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
⑤労働者団体 ⑥事業主団体 ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
⑧学識経験者
⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

・・・主催

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施

地域の人材ニーズや検証を踏まえた
「地域職業訓練実施計画」の策定

訓練コースの設定

「地域職業訓練実施
計画」と実績とのミ
スマッチの検証

職業訓練機関等

職業訓練の実施

将来的に必要なスキルも
含め、地域の詳細な人材ニ
ーズの把握

経済情報、労働市場情報、企業ニーズ等

キャリアコンサルティング、
その他の職業能力開発に関
する取組の共有

キャリアコンサルティング、リカレント教育等

②訓練効果の把握・検証（協議会の下でワーキンググループで実施）

⇒ 個別コースの質の向上を促進

カリキュラ
ム等の改善

訓練効果の把握・検証

ヒアリング

修了者

採用企業

訓練機関